

# 蓄藏貨幣の研究(六)

小林威雄

まえがき

第一章 広義の蓄藏貨幣と狭義の蓄藏貨幣

第一節 貨幣の諸機能と蓄藏貨幣

第二節 広義の蓄藏貨幣と狭義の蓄藏貨幣

第三節 貨幣蓄藏の金の代理者による代理の問題(以上第十五卷第二号所載)

第二章 単純な商品生産および流通のもとにおける蓄藏貨幣

第一節 購買手段および支払手段の準備金としての蓄藏貨幣

第二節 独立的な致富形態としての蓄藏貨幣

第三節 「貨幣準備金」としての蓄藏貨幣

第四節 世界貨幣の準備金としての蓄藏貨幣(以上同卷第三号所載)

第三章 資本制生産および流通のもとにおける蓄藏貨幣

第一節 「蓄藏貨幣の第一形態」にぞくする蓄藏貨幣

第二節 「蓄藏貨幣の第二形態」にぞくする蓄藏貨幣(以上同卷第四号所載)

第四章 信用制度のもとにおける蓄藏貨幣——兌換制下の蓄藏貨幣——

第一節 蓄藏貨幣の銀行への集積

第二節 銀行の準備金としての蓄藏貨幣

一 ..... (以上第十六卷第一号所載)

蓄藏貨幣の研究(六)

二 ..... (同巻第二号所載)

第三節 兌換制下の蓄蔵貨幣..... (本号所載)

第五章 信用制度のもとにおける蓄蔵貨幣——兌換停止下の蓄蔵貨幣——

第一節 兌換停止下の貨幣蓄蔵

第二節 兌換停止下の蓄蔵貨幣

あとがき

## 第四章 信用制度のもとにおける蓄蔵貨幣

——兌換制下の蓄蔵貨幣——

### 第三節 兌換制下の蓄蔵貨幣

貨幣は、商品じしんに内在する価値性質によって必然的に生れてくるものであり、商品は、商品と貨幣との対立を生みださざるをえない。商品は、必然的に貨幣を生みださなければならず、貨幣形態をとらなければならぬわけである。したがって、一定の商品金が貨幣として機能し、またかかるものとしてもっぱら流通過程にとどまるといふことは、「商品の生産過程たる一定の社会的生産過程形態の純産物である」ということになる。金それ自体は個人的消費にも生産的消費にももちいられうるが、それが流通手段あるいは支払手段として機能するかぎりには、流通過程に滞留して個人的消費にも生産的消費にもは入りこまない。貨幣は、流通手段あるいは支払手段としては社会的労働がたんなる「流通機械」としてやくだつ一形態に固定されたものである。一定の商品金のこのような不生産的形態である

貨幣商品としての拘束、そしてその磨損部分にたいしての補填は、生産物形態での社会的労働を金に転形しなければならぬということを必要にする。そこで貨幣商品としての金は、「社会にとっては、生産の社会的形態からのみ生ずる流通費を形成する」ことになり、それは商品生産一般の空費である。<sup>(1)</sup>

ところで、資本制生産は、商品生産および商品流通が存在するだけでは充分でなく、生産の二つの要因である生産手段と労働力とが分離する関係、資本関係が存在しなければならぬが、資本制生産のもとでは労働力も特殊な商品として存在し、商品生産が一般的、支配的におこなわれる。資本制生産のもとにおいては、商品が生産物の一般的な姿態となっており、生産物の圧倒的部分が商品として生産される。したがって、資本制生産のもとにおいては、商品の種類、数量は増大し、生産物のうち商品として機能する部分がたえず増大する。このことにもなつてまた、貨幣として流通過程にとどまる金の分量も増加する。さきにも述べたように、この貨幣商品としての金は、流通費を形成する。したがって、資本制生産の発達につれて貨幣商品金が形成する流通費は、ますます増大するということになる。

貨幣にはさらにつきのような流通費が必要とされる。貨幣は、価値尺度、流通手段、そして「貨幣としての貨幣」の諸機能である貨幣蓄藏、支払手段、世界貨幣という諸機能をはたすが、貨幣が、これらの諸機能をはたすばあいには、貨幣の受入、払出、支払差額の決済、簿記、貨幣の保管、両替等々の純技術的な諸操作が心要とされる。そこで貨幣が種々の諸機能をはたすのに必要とされる貨幣の純技術的な諸操作をおこなうためには、そのための特殊の労働と費用とを支出しなければならないことになる。この特殊の労働は価値を創造する労働ではなく、貨幣の純技術的な諸操作をおこなうための費用は流通費である。したがって、貨幣が種々の諸機能をはたすのにもなつて、ここでも流通費が必要とされるといふことになる。<sup>(2)</sup>

そこで、資本制生産においては、総資本は、たんなる「流通機械」としてやくだつ一形態に固定された社会的労働である貨幣商品としての金、そして貨幣として機能しているかぎりなんの剰余価値をも生産しない金は、流通費を形成する主要なものの一つであるから、つねに貨幣商品金を節約しよう<sup>(3)</sup>と意図し、さらに貨幣の純技術的な諸操作にともなう流通費もまた節約しようとする。

ところで、信用は流通費を節約する役割をはたす。『資本論』第三巻第五篇第二十七章資本制生産における信用の役割のところ、資本制生産における信用の役割の第二に流通費の軽減があげられている。<sup>(4)</sup>

信用による流通費の軽減の第一は、まえにのべたように、貨幣商品としての金は一つの主要な流通費を形成するのであるから、この貨幣商品としての金を信用が節約することによって流通費を軽減することであり、その第二は、信用が「流通の・または商品の姿態変換の・さらに資本の姿態変換の・個々の段階をはやくし、したがって再生産過程一般をはやくする」<sup>(5)</sup>ことによつて、価値を実現するための、あるいは一つの形態から他の形態への価値の転換のために生ずるところの流通費を軽減すること、さらに信用は「準備金」を縮小せしめることによつて、貨幣の種々の諸機能をはたすのに必要とされる貨幣の純技術的な諸操作にもなつて生ずる流通費を軽減することである。信用による流通費の軽減の第一および第二のうち、第二の前半においてのべられている流通費の軽減をのぞいては、信用による流通費の軽減は、貨幣と関連する流通費の軽減である<sup>(6)</sup>ことになる。

信用による流通費の軽減の第二における『資本論』の叙述の「準備金の縮小」<sup>(6)</sup>の「準備金」は、「蓄藏貨幣の第一形態」にぞくする蓄藏貨幣、いかえれば「準備貨幣資本」であると考えられる。この「準備金の縮小」は、「一面では流通媒介物の減少として」<sup>(7)</sup>考察されうるとされている。信用による流通媒介物の減少ということは、信用による流

通費の軽減の第一のことと関連するが、ここでは、とくにのちにのべる(B)と関連している。信用は商品の姿態変換の・さらに資本の姿態変換の個々の段階をはやめるが、このことは同時に貨幣の流通速度をはやめるということの意味する。貨幣の流通速度がはやまれば、間接的に流通媒介物が減少せしめられる。したがって、貨幣としての側面においては流通貨幣量の一構成部分をなす「準備金」すなわち「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣も減少せしめられることになる。したがって、信用が貨幣の流通速度をはやめることによって流通媒介物、すなわち貨幣商品金を間接的に減少せしめ、節約し、「準備金」を縮小せしめて流通費を軽減するということになる。また「準備金の縮小」は、「他面では資本のうちつねに貨幣形態で実存しなければならない部分の収縮として」<sup>(8)</sup>考察されうるとされている。「資本のうちつねに貨幣形態で実存しなければならない部分」というのは、「準備貨幣資本」のことであり、いかえれば「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣のことである。「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣には、この形態における蓄蔵貨幣はたえず流動し、たえず流通に流れこみ、たえず流通からひきあげられるために、とくに貨幣の受入、払出、保管、簿記などの純技術的な諸操作が必要とされる。これらの純技術的な諸操作をおこなうためには、まえにのべたように、特殊の労働と流通費である費用を支出しなければならない。したがって、産業資本の一部分、くわしくいえば商品取扱資本の一部分も、これらの純技術的な諸操作をおこなうために従事しつつある貨幣資本として存在しなければならないことになるが、貨幣取扱業が発生するとこれらの純技術的な諸操作は貨幣取扱業によっておこなわれることになる。そのため「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣は、それにとりもなう貨幣の純技術的な諸操作を貨幣取扱業に代行してもらうために、そして貨幣の純技術的な諸操作のために必要とされた流通費を節約するために、産業資本家や商業資本家の手を離れて貨幣取扱業者に集積されるようになる。貨幣取扱業

はただ貨幣の純技術的な諸操作を専門的におこなうのであるが、それらを集積し、短縮し、簡單化する。そして「蓄藏貨幣の第一形態」にぞくする蓄藏貨幣にたいしては、貨幣取扱業はそれを経済的最小限に縮小するための技術的手段を提供する。こうして、「蓄藏貨幣の第一形態」にぞくする蓄藏貨幣は、貨幣取扱業に集積され、共同的に管理されることによって、社会的には、経済的最小限に縮小される<sup>(9)</sup>。そして、それにもなって必要とされる流通費も軽減されることになる。ところで、この「蓄藏貨幣の第一形態」にぞくする蓄藏貨幣を経済的最小限に縮小するところの貨幣取扱業務は、信用制度＝銀行制度が形成され、発達することによって、より一般化し、発達する。そこで信用制度＝銀行制度は、「資本のうちつねに貨幣形態で実存しなければならない部分」、すなわち「蓄藏貨幣の第一形態」にぞくする蓄藏貨幣をその社会において必要とされる経済的最小限に縮小するといわれるのである。そして、この「蓄藏貨幣の第一形態」にぞくする蓄藏貨幣の縮小によって、信用は、それにもなう貨幣の純技術的な諸操作に必要とされる流通費を軽減するというわけである。この「準備金の縮小」は、蓄藏貨幣の研究において問題となる点であるが、この問題は、第四章第一節蓄藏貨幣の銀行への集積のところで見点はことなるが、すでにのべたのでここでは以上でとどめておく。

信用による流通費の軽減の第一は、一つの主要な流通費を形成する貨幣商品としての金を信用が節約することによって流通費を軽減するということである。この信用による流通費の軽減は、さきの『資本論』の箇所においてつぎの三つの仕方でおこなわれるとされている。

(A) は、「諸取引の大部分にとり貨幣がまったくはぶかれることによって」<sup>(10)</sup>であるが、これは信用制度のもとにおいては、諸取引の大部分が信用相殺、振替を通して決済され、貨幣がまったくはぶかれるということによって流

通に必要とされる貨幣量じたいが直接に節約され、流通費が軽減されるということである。

(B)は、信用が貨幣の流通速度をはやめることによって、流通貨幣量を間接的に節約し、こうして貨幣商品金を節約して流通費を軽減するということである。貨幣の流通速度つまり同一の貨幣片が一定期間において流通する回数は、貨幣が銀行に預金され、そして貸出されることによって、すなわち貨幣の運動が信用操作によって媒介されるということによつてはやめられる。したがつて、貨幣の流通速度の増進は、一面、技術的なものであつて銀行制度の技術と関連するということになる。他面、貨幣の流通速度の増進は、商品の姿態変換の速度の増進によつてもたらされるが、信用は、まゝに信用による流通費の軽減の第二についてのべたように商品の姿態変換の個々の段階を早くするので、信用は商品の姿態変換の速度をはやめることによって貨幣の流通速度の増進をひきおこす。こうして信用は、貨幣の流通速度をはやめることによって、流通貨幣量を間接的に節約し、流通費を軽減するのである。

なお『資本論』においては、この(B)は「流通媒介物の流通が加速されることによって。これは部分的には(二)でのべることと一致する」と叙述されており、部分的には信用による流通費の軽減の第二と一致するとのべられているわけであるが、このことは、さきにもべた信用による流通費の軽減の第二のところの後半「準備金の縮小」を、そしてこの「準備金の縮小」は両面から考察されうるとして最初にのべられていること、すなわち「一面では流通媒介物の減少として」ということを指していると思われる。

さいごに(C)は、「紙券による金貨幣の代位」<sup>(12)</sup>であるが、これは商業信用にもとづく商業手形、銀行信用にもとづく銀行券等々、信用は信用貨幣(紙券)をつくりだし、金貨幣に代位させ、そして貨幣商品金を節約し、流通費を軽減するということである。

以上、信用は、三通りの仕方での一つの主要な流通費を形成する貨幣商品としての金を節約し、こうして流通費を軽減するわけである。

ところで、信用による流通費の軽減の第一において蓄藏貨幣の研究との関連で問題となるのは(B)および(C)であるが、(B)はまえにのべた「準備金の縮小」ということと関連してであり、この点についてはすでにのべたのでここでは省略すると、(C)「紙券による金貨幣の代位」ということによつて、貨幣商品金が節約され、流通費が軽減されるということである。なぜこの(C)が蓄藏貨幣の研究において問題となるかという点と、それは、(C)においてのべられていることは信用が種々の形態の信用貨幣をつくりだし、それを金貨幣に代位させて金貨幣を節約し、流通費を軽減するという点であるから、その結果、金貨幣にかわつて信用貨幣が流通するようになり、したがつて資本の流通過程においても金貨幣にかわつて信用貨幣が登場してくることになり、流通の中断ということ——蓄藏貨幣はなんらかの契機にもとづいて流通が中断されて形成される——も、金貨幣の流通においてでなく、信用貨幣の流通においておこなわれることになり、流通を中断された貨幣は、金貨幣の形態においてでなく、信用貨幣の形態においてあらわれるということが生じてくるからである。

さて、信用は、種々の形態の信用貨幣をつくりだし、一つの主要な流通費を生ぜしめる金貨幣を節約するのであるが、信用貨幣は、まず生産者や商人たちのあいだでふりだされる債務証書、商業手形が流通することによつて形成される。「信用貨幣は、販売された諸商品にたいする債務証書そのものが債権を移転するためにふたび流通することによつて、支払手段としての貨幣の機能から直接に生じる」<sup>(13)</sup>。生産者や商人たちのあいだでふりだされる債務証書は、一定期日に貨幣を支払うという支払約束書であり、簡單化のために、手形という一般的範疇のもとに総括される。そ



して、「かかる手形そのものは、その満期——支払日にいたるまでふたたび支払手段として流通する。かくてこれらは本来の商業貨幣を形成する」<sup>(14)</sup>。この「本来の商業貨幣」である手形、商業手形は、商業信用にもとづいて形成される信用貨幣（広義）の一形態である。

このように信用貨幣は、まず生産者や商人たちのあいだでふりだされる商業手形が流通することによって形成されてくるのであるが、さらに、こうした商業手形の流通を基礎として銀行券などが生まれてくる。生産者や商人たちのあいだでの商品の売買にともなう債権債務の關係は「信用の本来の基礎」を形成するが、それと同様に「その流通用具である手形は、本来の信用貨幣である銀行券等々の基礎を形成する」。これらの銀行券等々は、「貨幣流通——金属貨幣の流通であるか国家紙幣の流通であるかを問わず——に立脚するのではなく、手形流通に立脚する」<sup>(15)</sup>。この「本来の信用貨幣」の主要な形態は、銀行券、顧客によって銀行預金あてにふりだされる小切手、ないし小切手によって移転される銀行預金であるが、これらは銀行信用にもとづいて形成される信用貨幣である。

信用貨幣は、すべて「支払約束」が流通する形態をとったものであるから、それは金貨幣のようにそれ自身価値物であるものではなく、価値をあらわしている紙券であり、価値章標である<sup>(16)</sup>。したがって、それが流通することによって金貨幣は節約されることになり、流通費が軽減されるわけである。ところで信用貨幣が価値をあらわしている紙券であり、価値章標であるという点は、強制通用力をもつ国家紙幣と共通している。しかし強制通用力をもつ国家紙幣は、流通手段としての貨幣の機能から生ずるものであり、「価値章標の完成された形態であり、金属流通または単純な商品流通そのものから直接に発生する唯一の紙幣の形態である」が、信用貨幣は、まえにものべたように、支払手段としての貨幣の機能のうちに、その自然発生的な根源を有し、「社会的生産過程のより高い領域に属し、そして、

まったく別の諸法則によつて規制される」。

信用貨幣は、商業手形であろうと銀行券等々であろうといずれの形態においても、すべて「支払約束」が流通する形態をとつたものであるから、その支払が履行されるものでなければならぬ。このばあい支払わなければならない貨幣は、はじめは金貨幣であつた。したがつて、はじめは商業手形はその支払期日に、また銀行券や小切手は一覽払で金貨幣を支払わなければならないものであつた。ところで、これらの信用貨幣のうち「本来の信用貨幣」の一形態である銀行券にはつぎのような発展がある。それは、銀行券は、近代の銀行業の初期の時代においては、一般にいずれの銀行業者によつても発行されていたが、以後しだいに信用制度が発達するのにもなつて銀行券の発行は、中央銀行にかぎられ、統一されるようになり、普通の銀行は、銀行券の発行をやめてもつぱら預金の取扱を主とするいわゆる預金銀行になつていった、したがつて流通する銀行券は中央銀行券にかぎられるようになったといふことである。この中央銀行券も銀行券であることにはかわりがないから、中央銀行券は中央銀行のいつでもそれとひきかえに金貨幣を支払うという約束手形である。しかし、この中央銀行券は、一般の私営の發券銀行が発行していた銀行券——この銀行券は地方銀行券とよばれる——とくらべて、つぎのようなちがひがある。第一には、中央銀行券は一国の中央銀行が発行する銀行券であるから、その「現実の金との同一性」、いいかえれば中央銀行券の兌換性にたいする基礎は地方銀行券よりも強く、したがつてまた、地方銀行券よりも中央銀行券にたいする信頼も厚く、中央銀行券の流通する範圍は、地方銀行券のように一地方にかぎられずその国の全領域において一般的に流通することができるということである。したがつて、中央銀行券は、一国の銀行制度の中央集権的形態であるところの中央銀行制度の産物として、信用貨幣の最高の發展形態であるといえる。第二には、中央銀行券は地方銀行券にくらべて、ただたんに

その兌換性にたいする信頼が厚いということばかりでなく、中央銀行は「事実上ナチオナルな信用」<sup>(18)</sup>を背後にもつており、中央銀行券は、事実上または法律上、法貨たる地位があたえられており、中央銀行券は法貨性をもっており、国内において最終的な通貨として、法定支払手段として通用しうるものとしてみとめられているということである。この点は、中央銀行券と地方銀行券とを区別づける決定的な差異である。

したがって、中央銀行券は、信用貨幣として兌換銀行券であると同時に、法定支払手段として法貨性をもっており、国内において他の信用貨幣にくらべて、すぐれて「現金」たる役割をはたすことができ、最終的通貨として通用することができるものとしてみとめられているということになる。<sup>(19)</sup>

このように中央銀行券が金貨幣とならんで国内において「現金」として、法貨として流通するようになると、商業信用にともなう「本来の商業貨幣」である商業手形は、一定の期日に金貨幣または中央銀行券を支払うことを約束した債務証書となり、また銀行信用にともなう「本来の信用貨幣」の一形態である顧客によって銀行預金あてにふりだされる小切手、ないし小切手によって移転される銀行預金も一覽払で金貨幣または中央銀行券を支払うことを約束した支払約束書となる。このようにして、信用は金貨幣をさらに節約し、流通費を軽減することになる。こうして商業手形や小切手などは中央銀行券によっても支払を履行されうる「支払約束」となるのであるが、しかしここでは中央銀行券は中央銀行のそれとひきかえに金を支払うことを約束している支払約束書であり、信用貨幣であるのであるから、いずれの信用貨幣も「現実の金との同一性」、つまり兌換性は直接的に、あるいは間接的に維持され、確保されている。信用制度のもとにおいては、これらの金貨幣への兌換可能性が維持され、確保されている種々の形態の信用貨幣が通貨としてきわめて大きな役割を演じている。<sup>(20)</sup>

本章における副題および本節の表題に「兌換制下」と記したのは、金との兌換可能性が維持され、確保されている商業信用にともなう商業手形および銀行信用にともなう小切手ないし銀行預金、さらに法貨性をも有している中央銀行券などの信用貨幣が貨幣商品としての金を節約し、流通費を軽減するために流通しており、しかもそれが国内における通貨としてきわめて大きな役割を演じているというばあいのことを意味している。

- (1) Vel. *Das Kapital*, Bd. II, S. 130, 邦訳『資本論』第二部、一七五—一六ページ、参照。
- (2) 拙稿「蓄蔵貨幣の研究(四)」(『立教経済学研究』第十六卷第一号所収)参照。
- (3) 流通費は、本文でのべたもの以外の契機によっても形成される。総資本がすべての流通費を節約しようとすることはいうまじい。
- (4) *Das Kapital*, Bd. III, S. 476—7, 邦訳『資本論』第三部、六一九—六二〇ページ。
- (5) (e) (r) (oo) a. a. O., Bd. III, S. 477, 邦訳『前掲書』第三部、六二〇ページ。
- (9) 拙稿「蓄蔵貨幣の研究(四)」参照。
- (10) (11) *Das Kapital*, Bd. III, S. 476, 邦訳『資本論』第三部、六一九ページ。
- (12) a. a. O., Bd. III, S. 477, 邦訳『前掲書』第三部、六二〇ページ。
- (13) a. a. O., Bd. I, S. 145, 邦訳『前掲書』第一部、二七二ページ。
- (14) a. a. O., Bd. III, S. 436, 邦訳『前掲書』第三部、五六八ページ。
- (15) a. a. O., Bd. III, S. 436, 邦訳『前掲書』第三部、五六八—九ページ。
- (16) 信用貨幣は価値章標であるというばあいの価値章標は、それがそれ自身価値物ではなく、価値をあらわしている紙券であるという広い意味における価値章標である。価値章標という言葉は、このような広い意味においてはばかりでなく、狭い意味においてももちいられるが、狭い意味においては、それが流通しうるの、それが流通しうるの、国家の強制通用力の付与にもとづいている。国家紙幣は、かかる価値章標の完成された形態である。
- (17) *Kritik*, S. 121—2, 邦訳『批判』、一一八—二ページ。
- (18) *Das Kapital*, Bd. III, S. 440, 邦訳『資本論』第三部、五七三—四ページ。
- (19) 拙稿「蓄蔵貨幣の研究(五)」(『立教経済学研究』第十六卷第二号所収)参照。
- (20) Vel. *Das Kapital*, Bd. I, S. 145, 邦訳『資本論』第一部、二七三—二七四ページ、および *Kritik*, S. 153, 邦訳『批判』、一六五—六六ページ、参照。

さて、信用貨幣として兌換銀行券であると同時に、法定支払手段として法貨性をもっている中央銀行券が国内において「現金」として、法貨として流通するようになり、また商業手形や小切手などの信用貨幣が流通するようになると、いかえれば総じて流通手段（広義）の機能がこれらの信用貨幣によってはたされるようになると、金貨幣の流通はいちじるしく節約されることになり、さらに補助鑄貨もそれには価値尺度の機能をはたす金は必要とされないから、金貨幣の流通は国内における流通においてはほとんどみられなくなり、金貨幣は中央銀行へ集中されるようになる。金貨幣の中央銀行への集中は、信用制度—銀行制度の中央集権化に依存するが、資本制生産の発達とともにこの中央集権化は必然的にすすむ。したがって、結局のところ発達した資本制社会のもとにおいては、金貨幣は中央銀行に集中され、そして中央銀行の準備金として存在し、国内においては金貨幣の流通はみられず、国内における流通は、金にたいする支払約束書であるところの種々の形態の信用貨幣によって、また補助鑄貨によっておこなわれるということになる。

ところで、投下されるべき資本は貨幣形態をとらなければならないが、「投下されるべき資本が貨幣形態で投下されなければならないという……事情は、この貨幣そのものの形態——それが金属貨幣であるか、信用貨幣であるか価値章標などであるかということ——によっては止揚されない<sup>(21)</sup>」。兌換制下の国内においては、投下されるべき資本がとる貨幣形態は、金貨幣ではなくしてもっぱら信用貨幣である。まゝにのべたように、蓄蔵貨幣は、それが広義の蓄蔵貨幣であろうと、狭義の蓄蔵貨幣であろうと、W—G—Wという流通形態においてW—Gで流通が中断される結果として形成されるのであるから、資本制生産および流通のもとにおける蓄蔵貨幣の考察も資本の運動において販売につづいて購買がおこなわれる資本の流通過程が表現されている資本の循環のなかにおいてなされなければならない

が、この $W-G-W$ という流通形態をふくむ資本の運動における循環は生産資本の循環である。この生産資本の循環の範式は、第三章資本制生産および流通のもとにおける蓄蔵貨幣のところであり、この循環における $G'$ は、兌換制下においては金貨幣の形態ではなく、その代理者である。この信用貨幣の形態においてあらわれるということになる。この循環における貨幣形態が兌換制下においては、金貨幣においてでなく、信用貨幣の形態においてあらわれるとしても、この循環は生産資本の循環であり、この循環における流通は資本の流通過程である。したがって、ここでは信用貨幣は資本の貨幣形態として流通過程においてあらわれているのであり、貨幣資本として存在しているということになる。兌換制下においては、貨幣資本は信用貨幣の形態であらわれているわけである。このように、兌換制下においては、生産資本の循環における $G'$ が金貨幣の形態でなく、信用貨幣の形態であらわれるとしても、それが生産資本の循環であり、そこでの流通が資本の流通過程であるかぎり、資本の運動との関連で種々の契機にもとづいて生ずる流通の中断ということはおこなわれなければならない。したがってまた第三章においてのべた「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣および「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣という資本制生産および流通のもとにおける蓄蔵貨幣を形成せしめる諸契機は存在し、「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵も「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵もおこなわれなければならないということになる。

「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣は、第三章第一節においてのべたように、購買手段および支払手段の準備金として「資本のうちつねに貨幣形態で現存していなければならない部分」、すなわち資本のうちつねに購買手段および支払手段の準備金として現存していなければならない貨幣資本である。いいかえれば、それは、資本の再生

産過程において生産資本に再転形すべく貨幣形態において現存している、貨幣資本として機能している貨幣、「準備貨幣資本」である。この「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣は、資本の再生産過程における  $G \rightarrow W \wedge P_m \wedge A$  は時期をことにして継起的におこなわれる諸購買に分裂される、したがって  $G$  の一部分は流通を中断せしめられるという契機にもとづいて形成される。したがって、それは資本の再生産過程における必然的な契機にもとづいて形成されるものであり、「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵は、資本の再生産過程において必然的につねにおこなわれなければならない。

「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣は、おなじく第三章の第二節においてのべたように、「貨幣形態で遊休し、目さき失業している資本の形態」であり、資本の再生産過程から排除され、分離されており、その外部に存在している本来の意味において「遊休」している貨幣資本、「遊休貨幣資本」、または本来の意味において「失業」している貨幣資本、「貨幣形態で充用を待っている失業資本」である。

「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣の第一の「資本形態」は、固定資本の減価償却基金である。これは固定資本の独自のな回転にもとづいて必然的に形成されるものであって、 $W' \rightarrow G'$  によって転形された貨幣の一部分を構成する固定資本の磨損価値部分を購買にもちいないで、その流通を中断せしめて固定資本の減価償却基金として積立てることによって形成される。したがって、それは資本の再生産過程における固定資本の独自のな回転という必然的な契機にもとづいて形成されるものであり、固定資本の減価償却基金としての「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵は、資本の再生産過程において必然的におこなわれなければならない。

「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣の第二の「資本形態」は、「新たに蓄積された未投下貨幣資本」であ

る。「新たに蓄積された未投下貨幣資本」とは、生産の規模を拡大するために、資本の再生産過程において機能すべく規定されている貨幣資本であるが、まだこの過程において貨幣資本として機能していない、つまりこの過程で充用されていない、投下されていない積立てられつつある貨幣化された剰余価値である。資本制生産はたえず拡大再生産の途をすすまねばならず、拡大再生産は資本制生産の本来の発展形態であるが、生産の規模を拡大し、拡大再生産をおこなうためには資本を追加しなければならぬ。そこで実現され、貨幣化された剰余価値 $g$ の一部分が、「追加資本」としてもちいられることになるが、この $g$ の一部分が、ただちに既存の資本価値に追加され、かくして、既存の資本と一緒に再生産過程にはいりこみうるかどうかということは、 $g$ のたんなる存在とは無関係な事情に依存している。なぜなら、生産過程を拡大するための諸比率というものは、恣意的に規定されるのではなく、技術的に指定されている生産手段および労働力の質料的關係、それによって担われる価値關係によって規定されているからである。したがって、実現された剰余価値の一部分は、資本化されるはずではあっても、しばしばいくつもの資本の循環の反復によってはじめて現実に「追加資本」として機能しうる大きさになったことがある。このような場合には $g$ が現実に「追加資本」として機能しうる大きさにたつするまで、それは積立てられていなければならないことになる。ここに、 $g$ が一時的に積立てられなければならないという必然性がある。この積立は、生産過程において生産された剰余価値をふくむ商品資本( $W'$ )が貨幣資本( $G'$ )に転形され、その剰余価値部分である $g$ の一部分を、いいかえれば $W' - G'$ によって実現された剰余価値 $g$ の一部分を購買にもちいないで、流通を中断せしめることによっておこなわれる。したがって、「新たに蓄積された未投下貨幣資本」という形態における「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣は、拡大再生産が資本制生産の本来の発展形態であり、資本制生産の一つの法則をなしているとい



う資本制生産の性格にもとづいて必然的に形成されるものである。したがってまた、この「資本形態」における「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵は、資本の再生産過程において必然的におこなわれなければならない。

「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣の第三の「資本形態」は、「遊離貨幣資本」である。ここでいう「遊離貨幣資本」とは、資本の再生産過程にとつて過剰となり、余分となった貨幣資本であり、資本の再生産過程から「遊離」され、その外部に存在し、資本として機能しつづけるべきであるが、一時的に「遊休」し、「失業」している貨幣資本である。この「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣の第三の「資本形態」である「遊離貨幣資本」は、「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣の第一および第二の二つの「資本形態」のように資本の再生産過程における必然的な契機にもとづいて形成されるものではなく、一定の諸条件のもとにおいてのみ偶然的に形成される。したがって、この第三の「資本形態」である「遊離貨幣資本」は、「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣の「特殊的形式」である。「遊離貨幣資本」は、一定の諸条件のもとにおいて資本の再生産過程にとつて過剰となり、余分となったGが流通を中断せしめられ、資本の再生産過程から「遊離」されることによって偶然的に形成されるが、それを偶然的に形成せしめる一定の諸条件は資本制生産とともに存続する。

以上の資本制生産および流通のもとにおける蓄蔵貨幣である「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣および「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣は、資本の流通過程においてGが金貨幣にかわつて信用貨幣の形態であられる兌換制下においても形成されなければならないわけであり、これらの蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵は、兌換制下においてもおこなわれなければならないわけである。しかし、兌換制下においては、これらの蓄蔵貨幣は、金貨

幣の形態においてでなく、信用貨幣の形態において形成されるし、産業資本家や商業資本家たちは、信用貨幣の形態において貨幣蓄蔵をおこなわなければならない。したがって、兌換制下においては、産業資本家や商業資本家によって資本の再生産過程における必然的、あるいは偶然的な諸契機にもとづいて形成される資本制生産および流通のもとにおける蓄蔵貨幣は、信用貨幣の形態で存在することになる。そこで、兌換制下においては、資本制生産および流通のもとにおける蓄蔵貨幣が金貨幣の形態においてでなく、その代理者である信用貨幣の形態において存在することができるのはどうしてかということが問題となる。

(21) *Das Kapital*, Bd. II, S. 360, 邦訳『資本論』第二部、四六六ページ。

「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣は、第三章第一節においてのべたように、「たえず流動するのであって、たえず流通に流れこみ、たえず流通から帰って」<sup>(22)</sup>きて、それを構成する個々の貨幣片をたえず更新しながら、つねに資本の再生産過程のなかにおいて存在している。このように、「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣は、たえず流動し、たえず流通に流れこみ、流通から帰ってきて、流通によって規定されており、流通のために資本の再生産過程のなかにおいてつねに存在しているのであるから、「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵は、「流通によって、かつ流通のために規定された」<sup>(23)</sup>貨幣蓄蔵であり、「流通のためおよび流通によって条件づけられた貨幣蓄蔵」<sup>(24)</sup>である。ところで、単純な商品生産および流通のもとにおける「流通によって、かつ流通のため規定された」貨幣蓄蔵、「流通のためおよび流通によって条件づけられた貨幣蓄蔵」は、第二章第一節においてのべた購買手段および支払手段の準備金としての蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵である。「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵と、たんなる購買手段および支払手段の準備金としての蓄蔵貨幣を形成する貨幣

蓄藏とは無条件的に同一視することはできず、したがってまた「蓄藏貨幣の第一形態」にぞくする蓄藏貨幣とたんなる購買手段および支払手段の準備金としての蓄藏貨幣とは無条件的に同一視することはできないが、両者を貨幣としての側面から考察するならば、いずれも購買手段および支払手段の準備金として休息状態におかれている蓄藏貨幣を形成するという貨幣蓄藏であり、したがってまたいずれも購買手段および支払手段の準備金としての蓄藏貨幣であるということができる。そこで「蓄藏貨幣の第一形態」にぞくする蓄藏貨幣の貨幣としての側面、その貨幣の形態規定は、購買手段の準備金としての蓄藏貨幣および支払手段の準備金としての蓄藏貨幣を考察することによって理解することができる。したがって、「蓄藏貨幣の第一形態」にぞくする蓄藏貨幣が金の代理者において存在することができるという問題をあきらかにするためには、購買手段の準備金としての蓄藏貨幣および支払手段の準備金としての蓄藏貨幣について考察しなければならない。

購買手段の準備金としての蓄藏貨幣については、すでに第二章第一節(一)において考察したが、それは、G—Wが時間的に継起しておこなわれる一系列の購買に分裂するという商品流通の技術的な契機にもとづいて形成される。そして、それは貨幣流通を恒常的、連続的ならしめるための条件をなしており、能動的には流通していない、非流通手段として休息しているが、流通手段を否定し、それと対立するものではなく、流通手段としての貨幣の一部分である。したがって、それは流通手段の流通貨幣量の一構成部分をなしている。このように購買手段の準備金としての蓄藏貨幣は、流通手段の流通貨幣量の一構成部分をなしており、流通手段としての貨幣の一部分であるのであるから、(したがって第一章第二節においてのべた規定にしたがえば、購買手段の準備金としての蓄藏貨幣は広義においてのみ蓄藏貨幣であるとされる)それが金の代理者において存在しうることとは、流通手段としての貨幣の機能から

生ずる。流通手段としての貨幣の運動は商品流通を反映し、表現しているわけであるが、この流通過程における商品にたいする貨幣は、ただちに消滅するにすぎないものとして存在する。すなわち、W—Gの結果、価格を実現したGは、流通手段としては遅かれ速かれG—Wへとつづき購買にもちいられ、Gの交換価値の独立的な存在としての実在性は、一時的である。そこで、貨幣がたえず一方の手から他方の手へと移り、商品流通を媒介し、流通手段として機能するばあいには、貨幣はたんなる象徴的な存在で充分となるので、流通手段として機能するかぎりにおいては、たとえ現実の金であっても仮象の金としてのみ機能するにすぎなくなる。したがって流通手段としての機能においては金の章標によっておきかえられることになる。<sup>25)</sup>この流通手段としての貨幣の機能から直接に発生する価値章標は、強制通用力をもつ国家紙幣であり、それは「本来の紙幣」<sup>26)</sup>であるとされている。

購買手段の準備金としての蓄蔵貨幣は、まえにのべたように、流通手段としての貨幣の一部分である。したがって購買手段の準備金としての蓄蔵貨幣は、強制通用力をもつ国家紙幣の形態において、すなわち、金の代理者において存在することができるし、また購買手段の準備金としての蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵は、金の代理者である国家紙幣によっておこなわれうるということになる。

ところで、資本制生産の発達とともに発達する信用制度のもとにおいては、信用貨幣が通貨としてきわめて大きな役割を演ずる。信用貨幣は、金貨幣のように、それ自身価値物ではなく、価値をあらわす紙券であり、価値章標である。この点においては、強制通用力をもつ国家紙幣と共通している。しかし、信用貨幣は支払手段としての貨幣の機能のうちにもその自然発生的な根源をもち、支払手段としての貨幣の機能から直接に発生する。このように信用貨幣は、国家紙幣を直接に生みだす流通手段としての貨幣の機能からではなく、支払手段としての貨幣の機能から生ずる

が、「本来の信用貨幣」の一形態である中央銀行券は、国内的流通においては一般的な流通手段として機能する。中央銀行券は、まえにのべたように、一国の銀行制度の中央集権的形態である中央銀行制度の産物として、信用貨幣の最高の発展形態であるが、同時にそれは、事実上または法律上、法定支払手段として法貨性をもっている。したがって、中央銀行券は、国内においては、「現金」として流通し、最終的な通貨として通用することができる紙券である」とみとめられている。中央銀行券は、このように、国内においては、信用貨幣であると同時に最終的な通貨として一般的に流通することができるのであるから、それはいよいよ中央銀行にもっていき金と兌換するということがおこなわれることなく、商品流通を媒介し、流通手段として機能しつづけることができる。したがって、購買手段の準備金としての蓄蔵貨幣は、中央銀行券という信用貨幣の形態において存在することができる。また購買手段の準備金としての蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵も中央銀行券によっておこなわれることができる。

要するに、購買手段の準備金としての蓄蔵貨幣が金の代理者によって形成され、金の代理者において存在するということは、購買手段の準備金としての蓄蔵貨幣が流通手段としての貨幣の一部分であり、この貨幣蓄蔵は流通手段として機能する貨幣の一次的におこなわれる貨幣蓄蔵であるということにもとづいている。したがって、流通手段としての貨幣の機能を代行する金の代理者は、購買手段の準備金としての蓄蔵貨幣となりうるし、購買手段の準備金としての蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵は、流通手段として機能しうる金の代理者によっておこなわれうるということになる。流通手段としての貨幣の一部分である購買手段の準備金としての蓄蔵貨幣、またこの形態の貨幣蓄蔵が、金の代理者において存在し、金の代理者によっておこなわれるのは、流通手段としての貨幣の機能から生ずることである。

(22) *Das Kapital*, Bd. III, S. 350, 邦訳『資本論』第三部、四五三ページ。

- (23) a. a. O., Bd. II, S. 72, 邦訳、前掲書、第二部、一〇一ページ。  
(24) a. a. O., Bd. II, S. 344, 邦訳、前掲書、第二部、四四八ページ。  
(25) Vgl. Kritik, S. 120, 邦訳『批判』一二七ページ、Das Kapital, Bd. I, S. 134~5, 邦訳『資本論』第一部、二五七ページ、参照。  
(26) Das Kapital, Bd. I, S. 132, 邦訳『資本論』第一部、二五三ページ。

つぎに、支払手段の準備金としての蓄藏貨幣についてみてみよう。支払手段の準備金としての蓄藏貨幣については、これもすでに第二章第一節(二)において考察したが、この形態の蓄藏貨幣は、商品が貨幣とひきかえにでなく、一定の期日にその代金を支払うという契約にもとづいて販売される、「変化したW—G」がおこなわれるようになる、つまり貨幣が支払手段としての機能を商品の姿態変換の変化にもなつてうけとるようになる、債務の支払のために必然的に形成される。それは、一定の支払期日に債務の支払をおこなうために準備されている貨幣であるから、支払期日にいたるまでのあいだは流通しておらず、非流通手段として休息状態にある。そして支払期日にいたつてはじめて支払手段として流通にはいる。貨幣が支払手段として機能するためには、いかえれば支払手段としての貨幣の流通のためには、支払手段の準備金としての蓄藏貨幣が形成されていなければならない。支払手段の準備金としての蓄藏貨幣は、支払手段としての貨幣の流通の条件をなしている。したがって、支払手段の準備金としての蓄藏貨幣は、現実には支払手段として流通していないで、非流通手段として休息しているが、それは支払手段として機能するための一時的な状態であるにすぎず、支払手段としての貨幣の一部分であり、支払手段の流通貨幣量の一構成部分をなしている。このように支払手段の準備金としての蓄藏貨幣は、支払手段の流通貨幣量の一構成部分をなしており、支払手段としての貨幣の一部分であるから、(したがって第一章第二節においてのべた規定にしたがえ

ば、支払手段の準備金としての蓄蔵貨幣は広義においてのみ蓄蔵貨幣であるとされる)それが金の代理者において存在しうるといふことは、支払手段としての貨幣の機能から生ずる。

支払手段という貨幣の機能は、「貨幣としての貨幣」の諸機能のうちの一つである。

ところで、金が「貨幣としての貨幣」の機能をはたすのは、『資本論』第一巻第一篇第三章第三節貨幣の冒頭においてのべられているように、一方では、金の現身であらわれなければならないばあいであり、他方では、金自身でも、またはその代理者によつてでもはたされるが、その機能が、それを交換価値の独立的な定在として、たんなる使用価値としての他のすべての諸商品にたいして固定させるばあいであるとされている。金が「貨幣としての貨幣」の機能をはたす第一のばあいは、価値尺度のばあいのようにたんなる観念的な、表象された金でもなく、また流通手段のばあいのように象徴的な、仮象な金でもなく、金の現身によつてのみはたすことのできる機能である。したがつて、このばあいの金の「貨幣としての貨幣」の機能においては、つねに金の現身が必要とされる。このようになつねに金の現身が必要とされる「貨幣としての貨幣」の機能を明瞭にあらわしているのは、世界貨幣としての機能である。つぎに金が「貨幣としての貨幣」の機能をはたす第二のばあいは、金がたんなる使用価値としての他のすべての諸商品にたいして、交換価値の独立的な定在としてあらわれるところの機能である。このばあいにおいては、金自身によつても、またその代理者によつてもおこなわれるとされている。「貨幣としての貨幣」の機能が、金の代理者によつておこなわれるのは、この第二のばあいにおいてであるが、この代理者は、交換価値の独立的な定在として、他のすべての諸商品にたいする金の「貨幣としての貨幣」の機能を代理するのであつて、この代理者自身が交換価値の独立的な定在であるわけではけつしてない。したがつて、このばあいの代理者は、たんなる使用価値としての他の

すべての諸商品にたいして、交換価値の独立的な定在としてあらわれる金の「貨幣としての貨幣」の機能を代理することのできるような代理者でなければならぬ。そのような代理者によってのみ、金が「貨幣としての貨幣」の機能をはたす第二のばあいの機能を果たすことができる。この代理者は、第一章第三節においてのべたように、まず一国における貨幣制度が発達をとげ、健全であり、かつ正常におこなわれているばあいにおいて、金とひきかえらるる關係を保持し、かつこのことが保証されている代理者である。

ところで、支払手段としての貨幣の機能は、金が「貨幣としての貨幣」の機能をはたす第二のばあいにぞくする。それは、以下のような理由による。支払手段としての貨幣の機能からは信用貨幣が直接に発生する。支払手段としての貨幣の機能は、「本来の商業貨幣」である商業手形を発生せしめ、そしてこの商業手形は、「本来の信用貨幣」である銀行券などの基礎をなしている。商業手形は、それが裏書譲渡され、その債権をふたたび流通せしめることによって支払手段として機能する貨幣を節約し、また相殺されれば支払手段としての貨幣が流通にはいることなく諸債務が決済されて、支払手段としての貨幣の機能を代理する。銀行券は、持参人にいつでも金を支払うという一覽払の銀行の約束手形であり、しかも端数がないということによって、商業手形よりもより広く一般的に流通することができるが、その流通によってそれは支払手段としての貨幣の機能を代理する。つまり、これらは、たんなる使用価値としての諸商品にたいして交換価値の独立的な定在としてあらわれる金の「貨幣としての貨幣」の機能である支払手段としての機能を代理する。

支払手段の準備金としての蓄藏貨幣は、まえにのべたように、支払手段としての貨幣の一部分である。そして、支払手段としての貨幣の機能が、いまのべたように、商業手形や銀行券などの信用貨幣によって代理されるならば、こ



のことは商業手形や銀行券などの信用貨幣が支払手段としての貨幣の代理者として支払手段として機能することができるということを意味するわけであるから、支払手段としての貨幣の一部分である支払手段の準備金としての蓄蔵貨幣は、これらの信用貨幣の形態において存在することができ、したがってまた支払手段の準備金としての蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵は、これらの信用貨幣によっておこなわれうることになる。しかし、このことは支払手段としての貨幣の機能が代理者によっておこなわれることから生ずるのであるから、支払手段の準備金としての蓄蔵貨幣が信用貨幣の形態で存在し、支払手段の準備金としての蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵が信用貨幣によっておこなわれるということは、支払手段としての貨幣の機能から生ずることである。

以上、購買手段の準備金としての蓄蔵貨幣および支払手段の準備金としての蓄蔵貨幣が金の代理者である信用貨幣の形態において存在することができるのはどうか、ないし購買手段の準備金としての蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵および支払手段の準備金としての蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵がどうして信用貨幣によっておこなわれうるかという点についてそれぞれ別々に考察してきたが、購買手段の準備金としての蓄蔵貨幣、ないしこの形態の貨幣蓄蔵が金の代理者である信用貨幣（中央銀行券）において存在し、信用貨幣（中央銀行券）によっておこなわれるのは、流通手段としての貨幣の機能から生じ、支払手段の準備金としての蓄蔵貨幣、ないしこの形態の貨幣蓄蔵が信用貨幣において存在し、信用貨幣によっておこなわれるのは、支払手段としての貨幣の機能から生ずることになる。

ところで、「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣は、まえにのべたように、購買手段および支払手段の準備金として生産資本に再転形すべく機能している貨幣資本であるが、貨幣としての側面においてみれば、それは購買手段および支払手段の準備金としての蓄蔵貨幣である。したがって、購買手段の準備金としての蓄蔵貨幣は流通手段と

しての貨幣の機能にもとづいて、また支払手段の準備金としての蓄蔵貨幣は支払手段としての貨幣の機能にもとづいて、それぞれ金の代理者である信用貨幣によって代位されるのであるから、「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣は、信用貨幣の形態において存在することができるし、「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵は、信用貨幣によっておこなうことができるということになる。兌換制下においては、「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵は、信用貨幣によっておこなわれ、「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣は、信用貨幣の形態において存在するのである。

以上のべてきたことは、兌換制下における国内的流通のための「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣についてである。しかし「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣の形成は、国内的流通のためばかりにおこなわれるわけではなく、国際的流通のためにもおこなわれる<sup>27)</sup>。国際的流通においては、貨幣は世界貨幣として機能するが、世界貨幣として機能する貨幣は、国内的流通においてとるようになった種々の国民的制服をぬぎすた金の地金形態、金の現身である。したがって、国際的流通のための「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣は、金の現身において存在し、金の現身によって形成されなければならない。このことは兌換制下においてもかわりがない。しかし、このばあいにも国際間の信用にもとづく外国為替手形によって、すなわち「支払約束」によって代位されることができる。

(27) 拙稿「蓄蔵貨幣の研究(三)」(『立教経済学研究』第十五巻第四号所収)二三〇—八ページ、参照。

つぎに、「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣についてみよう。

「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣は、まえにのべたように、資本の再生産過程から排除され、分離されており、その外部に存在している本来の意味において「遊休」している「遊休貨幣資本」、または本来の意味におい

て「失業」している「貨幣形態で充用を待っている失業資本」である。この「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣は、第三章第二節においてのべたように、貨幣としての側面よりみれば、それは流通していない、非流通手段としての貨幣である、すなわち広義の蓄蔵貨幣の形態にあるばかりでなく、流通の外部に存在し、流通貨幣量から分離されている非流通手段としての貨幣である、すなわち狭義の蓄蔵貨幣である。なぜならば、もし「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣が流通の外部にでておらず、流通貨幣量から分離されていない非流通手段としての貨幣である、したがって広い意味においてのみ蓄蔵貨幣であるとするならば、それは資本として本来の意味において「遊休」し、「失業」している「遊休貨幣資本」、「貨幣形態で充用を待っている失業資本」であるというようには規定することができないからである。したがって、「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵は、狭義の貨幣蓄蔵である。この狭義の貨幣蓄蔵は、金の「貨幣としての貨幣」の諸機能のうちの一つである貨幣蓄蔵の機能である。金が「貨幣としての貨幣」の機能をはたすのは二つのばあいがあるということについてはさきにのべたが、この狭義の貨幣蓄蔵は二つのばあいのいずれであるか。この問題にたいしてはどのように考えなければならないか。このことについては、第一章第三節においてかんたんにつきのようなことをのべた。すなわち狭義の貨幣蓄蔵は、種々の契機、目的のためにおこなわれ、それぞれの役割もことなっているから、狭義の貨幣蓄蔵は、金が「貨幣としての貨幣」の機能をはたす第一のばあいにぞくするか、あるいはその第二のばあいにぞくするか、というようにいちがいということはできない。したがってこの問題にたいしてはそれぞれの狭義の貨幣蓄蔵の契機、目的、役割との関係において考察しなければならない。たとえば「独立的な致富形態としての貨幣蓄蔵」<sup>(28)</sup>は金の現身であらわれなければならないが、「将来の、すなわち流通の非自由意志的な停滞の困難にたいする補償として」<sup>(29)</sup>の貨幣蓄蔵は、交換価値

の独立的な存在として諸商品にたいする金の「貨幣としての貨幣」の機能を代理しうる代理者によってもおこなわれる。したがって「貨幣としての貨幣」の機能である貨幣蓄藏は、ある形態のもとにおける貨幣蓄藏は金の現身であらわれなければならない金が「貨幣としての貨幣」の機能をはたす第一のばあいにごくし、ある形態のもとにおける貨幣蓄藏は金の代理者によってもおこなわれる金が「貨幣としての貨幣」の機能をはたす第二のばあいにごくするということになる。<sup>(30)</sup>

ところで、「蓄藏貨幣の第二形態」にぞくする蓄藏貨幣は、資本の再生産過程における必然的、または偶然的な諸契機にもとづいて形成され、この過程から排除され、分離されており、流通の外部に存在しているけれども、それは、一定の期間が到来したばあい、一定の大きさにたっしたばあい、また資本の再生産過程が外的な諸事情にもとづいて攪乱されたばあい、これらのばあいには資本の再生産過程にたちもどるべく、ふたたび流通にはいるべく規定されている蓄藏貨幣であり、したがって「遊休貨幣資本」である。その第一の「資本形態」である固定資本の減価償却基金は、固定資本を現物形態で更新し、填補するためにもちいられるべく規定されており、それは、「固定資本の新たな諸要素に再転形されて死滅した諸要素を填補するときのみ、その蓄藏貨幣形態をうしない、かくしてはじめて、流通に媒介される資本の再生産過程へふたたび能動的にはいりこむ<sup>(31)</sup>」。またその第二の「資本形態」である「新たに蓄積された未投下貨幣資本」は、資本の再生産過程にはいって現実に資本として機能するためにこの過程の外部にあって機能的に規定されており、それが「追加資本」として機能しうる大きさにたっすれば、資本の再生産過程のなかにはいりこみ、現実はこの過程において機能している既存の資本価値と一緒にたっして生産の規模を拡大するために生産資本の諸要素に転形され、流通にはいりこむ。なお、この「新たに蓄積された未投下貨幣資本」は、「W'—G'

なる過程が正常的な限度以上に延長されて商品資本の貨幣資本への転形が異常に手間どる」ばあい、あるいはまた、「この転形が完了しても、たとえば、貨幣資本が転形されるべき生産手段の価格が循環開始当時の水準よりも騰貴している」<sup>(32)</sup>ばあいなどに生ずる資本の攪乱を解決するための「準備金」として「特殊な副次的役割」<sup>(33)</sup>をもはたすが、このようなばあいにもそれは流通にはいりこむ。さいごに、その第三の「資本形態」である「遊離貨幣資本」は、資本の再生産過程にとつて過剰となり、余分となつてこの過程から「遊離」されているが、それは「原資本価値の成分であり、したがつて資本として作用しつづけるべきであつて、たんなる流通手段として支出されるべきではない」<sup>(34)</sup>から貨幣資本として存在しているわけであるが、それは資本の回転期間、生産諸要素および生産物 $W$ の価格などのそれぞれの変動にもなつて形成されるのであり、資本の循環が攪乱されたばあいには、それは流通にたちかえるべき貨幣資本である。このように、「蓄藏貨幣の第二形態」にぞくする蓄藏貨幣は、資本の再生産過程にたちもどり、流通にたちかえるべく規定されていく。したがつて、それは本来の意味において「遊休貨幣資本」、「貨幣形態で充用を待っている失業資本」であると規定されるのである。

「蓄藏貨幣の第二形態」にぞくする蓄藏貨幣は、このように資本の再生産過程にたちもどり、流通にたちかえるべく規定されている「遊休貨幣資本」であり、「貨幣形態で充用を待っている失業資本」であるから、それがそれが流通において流通手段したがつて購買手段として、あるいは支払手段として機能しうる、すなわち貨幣資本として機能しうる貨幣形態であれば、いいかえれば、それが交換価値の独立的な定在としてたんなる使用価値としての諸商品にあいたいすることのできる貨幣形態であればよいということになる。つまり、「蓄藏貨幣の第二形態」にぞくする蓄藏貨幣は、交換価値の独立的な定在として諸商品にあいたいする金の「貨幣としての貨幣」の機能をはたす蓄藏貨幣

であり、この形態の貨幣蓄蔵は金が「貨幣としての貨幣」の機能をはたす第二のばあいにとくする貨幣蓄蔵である。

信用貨幣は、まえにのべたように、交換価値の独立的な存在として諸商品にあいたいする金の「貨幣としての貨幣」の機能を代理することができ、とくにその最高の発展形態である中央銀行券は、国内においては法定支払手段として、最終的な通貨として流通することがみとめられている。したがって、信用貨幣は、「蓄蔵貨幣の第二形態」にとくする蓄蔵貨幣として存在しうる貨幣形態である。かくして、「蓄蔵貨幣の第二形態」にとくする蓄蔵貨幣は、種々の形態の信用貨幣において存在することができるし、この狭義の貨幣蓄蔵は、金の代理者である信用貨幣によっておこなうことができる。

以上、「蓄蔵貨幣の第一形態」にとくする蓄蔵貨幣および「蓄蔵貨幣の第二形態」にとくする蓄蔵貨幣がどうして信用貨幣の形態において存在することができるか、またこれらの蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵がどうして信用貨幣によっておこなうことができるかということについてみてきた。

兌換制下の国内的流通においては、「蓄蔵貨幣の第一形態」にとくする蓄蔵貨幣および「蓄蔵貨幣の第二形態」にとくする蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵は、種々の形態の信用貨幣によっておこなわれる。信用貨幣は、それ自身価値物ではなく、価値をあらわす紙券であり、価値章標である。したがって、兌換制下における国内的流通のための「蓄蔵貨幣の第一形態」にとくする蓄蔵貨幣および「蓄蔵貨幣の第二形態」にとくする蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵は、それが自己価値でない信用貨幣によっておこなわれるという意味において仮空の貨幣蓄蔵であるということになり、またそれぞれの形態における蓄蔵貨幣は、それ自身価値物でない信用貨幣において存在するから、自己価値でない貨幣形態において存在するという意味において、それらは仮空な蓄蔵貨幣であるということになる。

(28) *Das Kapital*, Bd. I, S. 148, 邦訳『資本論』第一部、二七六ページ。

(29) *Grundriss*, S. 386.

(30) 拙稿「蓄蔵貨幣の研究(一)」(『立教経済学研究』第十五卷第二号所収)四二―四四ページ、参照。

(31) *Das Kapital*, Bd. II, S. 455, 邦訳『資本論』第二部、五八九ページ。

(32) a. a. O., Bd. II, S. 80~1, 邦訳、前掲書、第二部、一一二ページ。

(33) a. a. O., Bd. II, S. 80, 邦訳、前掲書、第二部、一一二ページ。

(34) a. a. O., Bd. II, S. 285, 邦訳、前掲書、第二部、三三三ページ。

ところで、信用制度のもとにおいては、「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣も「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣も本章第一節においてのべたように銀行に集積される。このことは資本制生産および流通のもとにおけるこれらの形態の蓄蔵貨幣が信用貨幣によって形成される兌換制下においてもかわりがなく、さらに一層、蓄蔵貨幣の銀行への集積は促進される。そこで、つぎに兌換制下における産業資本家や商業資本家たちによって信用貨幣の形態で形成された「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣および「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣の銀行への集積についてかんたんに考察してみよう。

まず「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣が商業手形、中央銀行券、小切手という信用貨幣の主要な形態で形成されるそれぞれのばあいにおいて銀行への集積をみてみよう。

「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣が商業手形で形成されたばあいはどうであろうか。

商業手形は、その支払の満期日まで保持していれば中央銀行券——国内的流通においてはそれは法貨であり、「現金」である——を入手することができるが、また商業信用にもとづいて商品を購入し、そして自己の手形を新たにふりだすことなく、他よりうけとった手形に裏書きして販売者に譲渡する、つまり債権が移転されることによってふた

たび流通することができる。「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣が商業手形で形成されるばあいには、その手形を満期日まで保持するというのではなく、それはやがて裏書きされてふたたび流通にはいる。手形がこのように満期日にいたるまで人の手から手へと譲渡され、流通しているかぎり、その商業手形は銀行に集積されることはない。しかし、「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣として形成された商業手形は、その満期日まで保持されることはなく、そして、その流通はいわゆる商業流通にかぎられており、一般的な流通手段として流通にはいることはできない。そこで、満期日以前に「現金」を必要とするときには、手形を銀行において割引きしてもらい、中央銀行券を入手する、いわゆる手形割引がおこなわれるようになる。こうして「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣として形成された商業手形は、手形割引をすることによって中央銀行券にかえられる。つまり「本来の商業貨幣」は「本来の信用貨幣」である中央銀行券にかえられる。商業手形は、銀行において手形割引がおこなわれる、つまり商業信用に銀行信用がつけかわわるということによって商業流通におけるその流通が促進される。ところで、手形割引は、銀行にとっては貸出の一つの形態であるから、割引かれた商業手形は、満期日にいたるまで銀行によって保持される。結局、「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣として形成された商業手形は、ふたたび債権を移転することによって流通に投ぜられるか、あるいは手形割引によって中央銀行券にかえられることになる。そこで、商業手形によって形成された「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣の一部は、おなじく信用貨幣であるが「本来の信用貨幣」である中央銀行券の形態において存在するということになる。

ところで、中央銀行券は、信用貨幣であると同時に国内においては最終的な通貨として、「現金」として流通する。したがって、中央銀行券は、国内的流通のために産業資本家や商業資本家の手もとにおいて「蓄蔵貨幣の第一形態」



にぞくする蓄蔵貨幣として所有されているばあいのもっとも適当な形態であるということになる。しかし、第四章第一節においてのべたように、「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣には受入、払出、簿記などの貨幣の純技術的な諸操作が必要とされ、これらの諸操作には特殊の労働と流通費である費用が必要とされる。貨幣の純技術的な操作は、貨幣取扱業務によって簡単化され、したがってそれによって生ずる流通費は節約されるが、銀行は一面においてこの貨幣取扱業務をおこなう。そこで、中央銀行券の形態で存在する産業資本家や商業資本家の手もとにある兌換制下の「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣は、銀行に集積され、小切手をふりだすことのできる銀行預金＝当座預金として預けられることになる。したがって、兌換制下においては、商業手形を割引いた産業資本家や商業資本家は、中央銀行券でうけとらずに、割引料をさしひいた金額を自己の当座預金にいれるようになる。産業資本家や商業資本家たちは、自己の当座預金をもとにして小切手をもって生産諸要素を購買することになる。

「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣が中央銀行券によって形成されたばあい。このばあいにはいまのべたような理由で、その中央銀行券は、銀行に当座預金として預けられる。

「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣は、また購買者の当座預金をもとにしてふりだされた小切手によって形成されるばあいがあるが、このばあいはどうであろうか。小切手は通例それがふたたび流通するということはない。そこで、「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣として形成された小切手は、それによって銀行の当座預金に預金されることになる。

かくして、兌換制下における国内的流通のための「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣は、種々の形態の信用貨幣によって形成されるが、ふたたび流通する商業手形をのぞいては、いずれも小切手をふりだしうる当座預金と

して銀行に預けいられ、銀行に集積されることになる。したがって、信用制度のもとにおける「蓄藏貨幣の第一形態」にぞくする蓄藏貨幣の一般的な存在形態は、銀行の当座預金であるということになる。当座預金が兌換制下における「蓄藏貨幣の第一形態」にぞくする蓄藏貨幣の一般的な存在形態でありうるのは、その預金をもとにして必要なきにいつでも小切手をふりだすことができ、小切手は、一覽払の銀行の「支払約束」であるからである。

つぎに、「蓄藏貨幣の第二形態」にぞくする蓄藏貨幣の方についてみよう。

「蓄藏貨幣の第二形態」にぞくする蓄藏貨幣は、本章第一節においてのべたように、それは形成された当初から本来の意味において「遊休」している「遊休貨幣資本」である。それは、その「資本形態」の第一および第二のように、資本の再生産過程における必然的な契機にもとづいて形成されるのであるが、それが「遊休貨幣資本」であるがため「蓄藏貨幣の第二形態」にぞくする蓄藏貨幣として保有しておくことは、絶対的に不生産的であり、「それは資本制的生産の死重である」<sup>(35)</sup>。そこで「蓄藏貨幣の第二形態」にぞくする蓄藏貨幣は、「利潤ならびに収入のために使用されるものたらしめよう」とされ、この欲求は「信用制度および『有価証券』においてその努力の目標を見出す」<sup>(36)</sup>。つまり「蓄藏貨幣の第二形態」にぞくする蓄藏貨幣は「遊休貨幣資本」であるから、これを一時的にせよ「資本」としてもちい、価値を増殖しようとする。銀行は一面において貨幣取扱業務をおこなうが、その本来の業務は、貨幣に利子をつけて預かり、これをより高い利子をつけて他に貸付ける、すなわち「貨幣の借入と貸付」である。そこで産業資本家や商業資本家たちは、かれらが形成した「蓄藏貨幣の第二形態」にぞくする蓄藏貨幣を貨幣資本家としての資格において利子を取得するために銀行に預けいれることになる。「蓄藏貨幣の第二形態」にぞくする蓄藏貨幣が利子を取得するために銀行に集積されるということは、それが信用貨幣の形態で形成される兌換制下においてもおこ

なわれる。

「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣が商業手形でもって形成されたとすれば、その商業手形は満期日まで保持され、そして支払をうけた中央銀行券あるいは小切手は、銀行へそれらによって定期性預金として利子を取得するために預金されるであろう。しかし、商業手形は、もっぱら「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣として形成されると考えられるので、「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣として形成されることはすくないと思われる。なぜなら、商業手形の形態においては利子を取得することができないからである。「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣が中央銀行券あるいは小切手によって形成されたばあいは、利子を取得するためにそれらによって銀行に定期性預金として預けいられる。

以上のように、兌換制下においては、「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣は、中央銀行券あるいは小切手の形態の信用貨幣によって形成されるが、この形態の蓄蔵貨幣は「遊休貨幣資本」であるため、信用貨幣によって形成されたそれは利子を取得するために銀行に定期性預金として預けいられ、銀行に集積される。したがって、信用制度のもとにおける「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣のもっとも一般的な存在形態は、銀行に預けられている定期性預金であるということになる。

かくして、兌換制下においては、「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣および「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣は種々の形態の信用貨幣によって形成される、したがって、自己価値でないものによってこれらの形態の蓄蔵貨幣が形成されるという意味において、これらの貨幣蓄蔵は仮空の貨幣蓄蔵であるが、さらに、これらの貨幣蓄蔵の成果は銀行に集積され、当座預金あるいは定期性預金として存在することになる。ところが、預金の堆積は

たんなる貨幣請求権の堆積をあらわしているにすぎない。したがって、産業資本家や商業資本家にとっては当座預金あるいは定期性預金は、かれらの貨幣蓄蔵の成果ではあるのであるが、実際には、それらはたんなる貨幣請求権をあらわしているものにすぎず、かかる意味においても、仮空のものとなっているということになるのである。

(35) *Das Kapital*, Bd. II, S. 504, 邦訳『資本論』第二部、六五五—六五七頁。  
 (36) a. a. O., Bd. II, S. 504, 邦訳、前掲書、第二部、六五五—六六二頁。

ではつぎに兌換制下における蓄蔵貨幣は、銀行に集積されてどのようなようになるであろうか、ということについて考察してみよう。

兌換制下における「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣および「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣は、すでにのべたように、種々の形態の信用貨幣によって形成され、そして、それぞれの理由にもとづいて銀行に当座預金あるいは定期性預金として預けいられ、銀行に集積される。ところで、兌換制下における普通の銀行は、預金の取扱を主とするいわゆる預金銀行であり、貸出は、手形割引および「預金設定」という方法でもっておこなう。銀行は「貨幣の借入と貸付」を本来の業務とするのであるから、銀行が産業資本家や商業資本家たちによって形成された「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣、および「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣を集積するのは、これらの蓄蔵貨幣を基礎として自己の責任と計算にもとづいて貸出をおこなうためである。兌換制下においては、普通の銀行は、貸出を主として手形割引および「預金設定」という方法でおこなうのであるから、集積された蓄蔵貨幣は、これらの方法で銀行が貸出をおこなうための基礎を形成しなければならぬわけである。手形割引にたいしては、銀行は、割引料をさしひいた金額を「現金」——中央銀行券で支払わずに、割引依頼人の当座預金の借方

にその金額を転記する、つまり割引依頼人の当座預金をふやすという方法でおこなうのが通例である。「預金設定」とは借手に当座預金を開設して貸付をおこなうという方法である。したがって、銀行に集積された蓄蔵貨幣は、当座預金の払出のための準備金を構成するものとならなければならないことになる。そこで、種々の信用貨幣の形態において銀行に集積された「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣および「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣がどのようにして銀行にとって当座預金の払出のための準備金となりうるかということをみる必要がある。

ところで、兌換制下における普通の銀行の準備金を構成するものは、主として中央銀行券および中央銀行への預け金である。なぜ、これらの中央銀行券および中央銀行への預け金が諸銀行の準備金となりうるかというについては本章第二節の第二項においてのべた。兌換制下における諸銀行の準備金は、中央銀行券および中央銀行への預け金で構成されているのであるから、ここでの問題は、種々の信用貨幣の形態において集積された「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣および「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣が、どのようにして諸銀行の準備金と関連するか、あるいは諸銀行の準備金に転化するかということになる。

兌換制下においては、「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣は、すでにくりかえしのべたように、商業手形、小切手、中央銀行券などの信用貨幣によって形成される。

商業手形は、手形割引を通じて銀行に集積されるが、手形割引は銀行にとっては貸出の形態の一つであるから、商業手形は銀行の貸出との関連によって銀行に集積されることになる。

小切手によって当座預金として預けられた「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣は、その小切手がたとえA銀行というおなじ銀行内の預金者によってふりだされたものであれば、おなじA銀行内で預金口座の振替がおこな

われることになり、A銀行の準備金の増減には関係がない。「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣が小切手により形成され、それによって当座預金として預け入れられたが、その小切手が他の銀行にある当座預金をもとにしてふりだされたものであるならば、A銀行は他の銀行より支払をうけることができる。しかし、この段階においては、同時にA銀行にある当座預金をもとにしてふりだされた小切手が他の銀行の手にあるということが通例である。したがって、このような小切手はA銀行によって「手形交換所」を通じて相殺がおこなわれる。そして残額があれば、いずれかの銀行がその残額を支払わなければならないことになるが、さらにこの決済もこの段階においては、中央銀行にある諸銀行の預け金のあいだでの振替によっておこなわれるという制度が存在している。そこで、もしA銀行が残額を他の銀行に支払わなければならない場合には、A銀行の中央銀行への預け金は減少する。したがって、A銀行のこの形態で構成されている準備金は減少する。したがって、A銀行の中央銀行への預け金は増大する。したがって、A銀行のこの形態で構成されている準備金は増大することになり、強化されることになる。このように他の銀行あての小切手による「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣の当座預金としての集積は、中央銀行への預け金という諸銀行の準備金の一構成部分に関係する。他の銀行にある当座預金をもとにしてふりだされた小切手による当座預金の増大は、他の銀行によって所有されている自行あての小切手がすくなければ、それだけ中央銀行への預け金の増大をもたらすことになり、したがって、この形態で構成されている準備金を増大せしめることになるのであるから、他の銀行あての小切手による預金を増大させることは、銀行にとって一つの重要な仕事となる。

兌換制下における「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣は、また中央銀行券によって形成され、そして中央

銀行券によって当座預金として預けいれられ、銀行に集積される。中央銀行券は、信用貨幣であると同時に国内においては法定支払手段であり、「現金」である。したがって、中央銀行券は、国内的流通のための預金の払出のための準備金として諸銀行の準備金となりうる。銀行にとつては中央銀行券での預金の増大は、このような意味でまた重要なことであるということになる。

「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣は、産業資本家や商業資本家たちによって形成された当初から「遊休貨幣資本」であり、したがってかれらによって貨幣資本家としての資格においてそれで利子を取得するために定期性預金として銀行に預けいれられ、それは銀行に集積される。銀行にとつては、それは一定の期間は払出されないという預金であるから、それにとつて準備金を保有しておくことは必要でなく、貸出にもちいることができる。ところで、兌換制下における普通の銀行の貸出のおもな形態は、手形割引および「預金設定」である。そこで、銀行は、集積された種々の信用貨幣の形態における「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣を銀行の当座預金の払出のための準備金としてもちいることになる。小切手によって形成された「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣は、それによって定期性預金として銀行に預けいれられるが、銀行は、さきに、「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣が小切手によって形成され、それによって銀行に当座預金として預けいれられたばあいとおなじように、この小切手をもちいる。したがって、「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣の他の銀行あての小切手による定期性預金は、中央銀行への預け金と関連し、他の銀行より支払をうけるばあいには、この形態での銀行の準備金を増大せしめる。中央銀行券での「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣の定期性預金の増大もまた、中央銀行券が諸銀行の準備金としての役割を演ずることができるのであるから、それは銀行の預金の払出のための準備金を増大せしめる。

「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣は、利子を取得するために定期性預金として銀行に集積されるのであるから、一定の期間はそのため準備金を銀行は保有しなくともよいわけであるが、実際には一定の期間が経過しない以前に契約を破棄して払出の請求がおこなわれるというような不時の預金払出の請求がある<sup>(37)</sup>。したがって、銀行は集積された「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣のすべてを当座預金の払出のための準備金としてやくだたせることなく、一部を不時の預金払出の請求に応ずるための準備金として保有していなければならぬことになる。このような準備金は、銀行の本来の意味における準備金である。この本来の意味における準備金の一部分は中央銀行への預け金という形態をとり、一部分はすぐに「換金」しうる有価証券にかえて利子を生む形態をとっている。それは、この準備金は正常のばあいには「遊休」している貨幣であるからである。

以上のように小切手、中央銀行券などの信用貨幣での「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣および「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣の銀行への集積は、銀行の貸出が主として手形割引および「預金設定」によっておこなわれているため、当座預金の払出のための準備金を増大させ、強化することになる。したがって、この準備金の増大にもとづいて銀行は、より多く貸出することが可能となり、利潤をあげることができることになる。このため預金の増大、より多くの預金額を獲得することが銀行にとって非常に重要な仕事であるとされているのである。

兌換制下においては、種々の形態の信用貨幣で形成された「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣および「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣は、それぞれの理由にもとづいて銀行に集積され、そしてそれらは諸銀行の準備金と関連し、あるいは、それに転化することになり、諸銀行は、その準備金を基礎として主として手形割引および「預金設定」という方法で貸出をおこなうのである。



兌換制下においては、国内では金貨幣の流通はみられず、中央銀行券その他の信用貨幣が金貨幣に代位して流通しており、金は中央銀行に集中されている。金の形態で存在するいわゆる金属蓄蔵貨幣、十全な意味における蓄蔵貨幣は、したがって中央銀行の金庫のなかにあり、中央銀行の準備金としての使命をもって存在しているということになる。

兌換制下においては、国内的流通における産業資本家や商業資本家たちの貨幣蓄蔵は、中央銀行券その他の信用貨幣によっておこなわれるが、それらは自己価値であるものではないから、仮空な貨幣蓄蔵であり、産業資本家や商業資本家たちにとっての蓄蔵貨幣は、まず、自己価値でない中央銀行券その他の信用貨幣の形態で形成され、存在するが、つぎにこれらは諸銀行に当座預金、定期性預金として預けられる。したがって、銀行にあるかれらの預金はかれらの貨幣蓄蔵の成果である。しかしこの産業資本家や商業資本家たちの貨幣蓄蔵の成果である預金は、たんなる貨幣請求権であるにすぎないから、かれらの蓄蔵貨幣はかかる意味において、仮空なものとして存在しているにすぎない。諸銀行は、産業資本家や商業資本家たちの形成する種々の信用貨幣の形態にある「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣および「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣を集積し、それらを諸銀行の主たる貸出の形態である手形割引および「預金設定」をおこなうための準備金としてもちいる。諸銀行の準備金は、「資本制生産の発達した諸国では、平均的にはつねに、蓄蔵貨幣として現存する貨幣の大きいさをあらわす」<sup>38)</sup>。しかし、諸銀行の準備金は、兌換制下においては主として中央銀行券および中央銀行への預け金という形態で構成され、それは自己価値でない紙券および貨幣請求権にすぎないものによってなりたっている。したがって、諸銀行の準備金としての蓄蔵貨幣も、自己価値でないという意味において、また貨幣請求権であるにすぎないという意味において仮空なものとなっている。

このように兌換制下における国内においては、資本制生産および流通のもとにおける貨幣蓄藏は、中央銀行券その他の信用貨幣によっておこなわれ、そしてその貨幣蓄藏の成果は、諸銀行への当座預金あるいは定期性預金として存在し、また諸銀行の準備金としての蓄藏貨幣も中央銀行券および中央銀行への預け金という形態において存在し、自己価値でないものによる貨幣蓄藏であるという意味において仮空な貨幣蓄藏がおこなわれ、また蓄藏貨幣も自己価値でないという意味において、さらに貨幣請求権にすぎないという意味において、仮空の蓄藏貨幣として存在しているが、中央銀行券あるいはこの中央銀行券での支払を約束したその他の信用貨幣によって貨幣蓄藏がおこなわれ、また中央銀行券あるいは預金が蓄藏貨幣として存在することができるのは、国内的流通においては中央銀行券あるいは中央銀行券での支払を約束したその他の信用貨幣が流通手段(広義)として流通することができるからであり、さらにそれらが流通手段として流通することができるのは、中央銀行券が国内においては法貨として流通することがみとめられているということも重要であるが、それが信用貨幣として「現実の金との同一性」、兌換性が確保され、維持されているからである。そこで、兌換制下においては、とくに中央銀行券の「現実の金との同一性」、兌換性が国内的流通のための基礎をなしており、中央銀行の準備金としての金属蓄藏貨幣は、中央銀行券の兌換性を維持し、確保する使命をもっておこななければならない、中央銀行の準備金としての金属蓄藏貨幣は、「全信用制度の軸点<sup>39)</sup>」をなしており、「国民的準備金」となっている。

ところが、中央銀行の準備金としての金属蓄藏貨幣は、ただたんに中央銀行券の兌換性を維持し、確保するためにのみ存在するものではない。本章第二節の第二項においてのべたように、中央銀行の準備金は、第一に世界貨幣の準備金としての使命をもち、第二に「国内的金属流通のための準備金」としての使命をもち、第三に銀行の機能と関連

する「預金の支払のための、および銀行券の兌換のための準備金」としての使命をおわされている。この三つの使命のうち第二の使命は、兌換制下においては、金貨幣にかわって国内的流通においては中央銀行券およびその他の信用貨幣が流通するから解消される。しかし、第一および第二の使命は、兌換制下においては一つの中央銀行の準備金に課せられている。ここにいわゆる「危険な衝突」が生じる可能性がある。そして世界貨幣の準備金としての機能と兌換のための準備金としての機能とのあいだの「衝突」においては、後者の兌換のための準備金としての機能が犠牲にされる。それは、非常のさいには、兌換を停止しても世界貨幣の準備金を維持し、確保しなければならぬ、なぜなら、国際的流通においては金そのもののみが世界貨幣として機能しうるのであるから、ということによって立証されている。<sup>(40)</sup>したがって、金準備を擁護する窮極的な目的は、兌換のための準備金を確保することよりも世界貨幣の準備金を確保するということがある。しかし、兌換制下においては、中央銀行券の兌換性が維持され、確保されているということが重要な条件をなしている。

いまのべたように、非常のさいには、兌換を停止しても世界貨幣の準備金を維持しなければならない。そしてこのことは、国内的流通のためには金貨幣を必要としないということを証明する。そこで、流通費の主要なものを構成する金の軽減は、国内的流通にたいしては金そのものを不要にすることによって徹底されることになるから、やがて中央銀行券の金兌換の停止は、一時的なものとしてでなく恒常的なものとして発展し、国内的流通においては、いっさいの金を直接に必要としない金兌換をおこなわない貨幣形態——不換中央銀行券——によって一般的な流通手段としての機能をおこなわしめる段階へと発展することになる。そこで、章をあらためて、この不換中央銀行券が国内において一般的な流通手段として機能する段階において、つまり兌換停止下、いいかえれば不換制下においては、

貨幣蓄蔵はどのようにおこなわれ、そして蓄蔵貨幣はどのように展開されるか、という点について考察することにす。

(37) 定期性預金にたいしては、理論的には、銀行は、一定の期間この預金のための準備金を保有することを必要としないのであるが、定期性預金のなかには、「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣の第三の「資本形態」である「遊離貨幣資本」もはいつているし、また第三章第二節のさいごのところでのべた、いわゆる所得流通のもとにおいて形成される蓄蔵貨幣の(二)においてあげた狭義の蓄蔵貨幣もはいつているのであるから、実際には、一定の期間が経過しない以前に契約を破棄して払出の請求がおこなわれ。

(38) *Das Kapital*, Bd. III, S. 513, 邦訳『資本論』第三部、六六五ページ。

(39) a. a. O., Bd. III, S. 620, 邦訳『前掲書』第三部、八〇八ページ。

(40) a. a. O., Bd. III, S. 562, 邦訳『前掲書』第三部、七三一―二ページ。